

台湾における情報プライバシー権の法理 —健康保険データベース事件判決を中心に—

石原 悠大¹

要 旨

情報プライバシー権について、わが国の憲法学における通説は自己情報コントロール権説であるが、最高裁はこれを明示的に承認せず、一貫して「私生活上の自由」を論じてきた。これに対し、台湾の司法院は、ドイツの情報自己決定権を受容し、「個人データを自らコントロールする」権利、すなわち「情報プライバシー権」を確立している。本稿は、2022年の「健康保険データベース事件判決」を中心に、台湾における情報プライバシー権の法理を検討する。

キーワード：情報プライバシー権、自己情報コントロール権、台湾憲法、医療データ、個人データ保護

1. はじめに

1. 1. 台湾における“自己情報コントロール権”

情報プライバシー権について、わが国の憲法学における通説は自己情報コントロール権説とされている²。しかし、最高裁の判例は少なくとも同説を明示的には承認しておらず³、一貫して「私生活上の自由」を論じてきた⁴。

一方、国外に目を向ければ、自己情報コントロール権が判例上確立しているところがある。それが台湾である。

台湾の司法院は、ドイツの「情報自己決定権 (Recht auf informationelle Selbstbestimmung)」を受容し、独自に発展させ、「情報プライバシー権 (資訊隱私權)」として確立させている。これまで、わが国は自己情報コントロール権説の実践例としてドイツの情報自己決定権に注目してきたが⁵、台湾の情報プライバシー権は東アジアにおける実践例として検討に値する。

本稿は、2022年の「健康保険データベース事件判決 (健保資料庫案)」⁶を中心に、台

¹ 白鷗大学法学部助教

² 船所寛生「判解」法曹時報 76 巻 6 号 (2024 年) 174 頁。

³ 増森珠美「判解」法曹時報 62 巻 11 号 (2010 年) 170 頁注 14。

⁴ 最近の例として、最判令和 5 年 3 月 9 日民集 77 巻 3 号 627 頁。

⁵ 實原隆志『情報自己決定権と制約法理』(信山社、2019 年)、山田哲史「情報自己決定権」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツ基本権裁判の展開——ドイツ憲法判例研究会 30 周年記念』(信山社、2025 年) 297-315 頁、西土彰一郎「情報自己決定権」鈴木秀美＝三宅雄彦編『〈ガイドブック〉ドイツの憲法判例』(信山社、2021 年) 74-86 頁。

⁶ 111 年憲判字第 13 號判決。2022 年 1 月の憲法訴訟法の施行により、従来の「解釋」は憲法法廷の「判決」に改められたが、本稿は審査主体を一貫して「司法院」と呼ぶことに

湾における情報プライバシー権の法理を検討する。同判決は、「近年の台湾における……プライバシー〔保護〕に関する議論のなかで最も重要な事例」と評されている⁷。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、情報プライバシー権の法理を、保護範囲→制限→正当化の順に概観する（2.）。次に、2022年の健康保険データベース事件判決におけるその発展を検討する（3.）。最後に、わが国の学説・判例との比較検討を行う（4.）。

1. 2. 結論の先取り

先に結論を述べると、台湾の情報プライバシー権は、人間の尊厳等に基づく「個人データを自らコントロールする」権利である。したがって、国家による個人情報の取扱いは当該権利に対する制限とされ、①法律の留保、②明確性、③比例性、④組織・手続的保障という4要件が求められる。これを日本法と比較すると、台湾は、自己情報コントロール権説に近い構成を判例上確立することで、最高裁判例よりも強固なプライバシー保護を実現していると評価できる。

2. 情報プライバシー権の法理

まず、情報プライバシー権の法理を、保護範囲→制限→正当化の順に概観する。

2. 1. 情報プライバシー権の保護範囲

台湾憲法は、情報プライバシー権を明文で規定していない。しかし、司法院は包括的基本権を定める憲法22条⁸からこれを導出してきた。

とりわけ重要なのが、2005年の「指紋押捺事件」⁹である。同事件において、司法院は初めて情報プライバシー権を明示的に認めた¹⁰。また、同事件は1983年のドイツ連邦憲法裁判所の国勢調査判決¹¹と類似していることから¹²、『国勢調査』判決の中国語版¹³とも評されている¹⁴。

実際、台湾の情報プライバシー権はドイツの情報自己決定権の影響を受けており¹⁴、両

する。

⁷ 陳聡富（小田美佐子訳）「台湾における個人情報保護法制の発展と展望」立命館国際地域研究55号（2022年）46頁。

⁸ 台湾憲法22条は、「すべての人民のその他の自由および権利は、社会秩序および公共の利益を妨げない限り、均しく憲法の保障を受ける。」と規定する。

⁹ 釋字第603號解釋。

¹⁰ Huang-Chih Sung, 'Taiwan' in Adrian Mak, Ching Him Ho and Anselmo Reyes (eds), *Privacy and Personal Data Protection Law in Asia* (Hart Publishing 2025) 147. もっとも、司法院は指紋押捺事件以前から、「個人データの自己コントロール」や（釋字第585號解釋理由書第25段）、「情報自己決定権」を論じていた（釋字第586號解釋理由書第2段）。

¹¹ BVerfGE 65, 1.

¹² 王澤鑑、〈人格權保護的課題與展望（三）：人格權的具體化及保護範圍(6)：隱私權（中）〉、《台灣本土法學雜誌》，97期，2007年8月，頁33-34。

¹³ 楊芳：〈个人信息自决权理论及其检讨——兼论个人信息保护法之保护客体〉，载《比较法研究》2015年第6期，第23-24页。

¹⁴ 楊智傑，《個人資料保護法論》，台北：元照，2024年1月，增修2版，頁14-16；黃齡

者には根本的な共通点がある¹⁵。

まず、両者は人間の尊厳等を根拠とする。ドイツの情報自己決定権は「人の価値や尊厳 (Wert und Würde der Person)」と「自由な自己決定」および「自由な社会」を根拠とするところ¹⁶、台湾の情報プライバシー権は「人間の尊厳 (人性尊厳)」と「個人の主体性の保護 (個人主體性之維護)」および「人格の完全な発展 (人格發展之完整)」を根拠とする¹⁷。台湾憲法には、ドイツ基本法 1 条¹⁸のような人間の尊厳の明文規定は存在しない¹⁹。しかし、司法院は判例上、人間の尊厳を承認している²⁰。

次に、両者は個人の自己決定ないしコントロールを本質とする。ドイツの情報自己決定権は「自己の個人データの開示および利用について原則として自ら決定する権限」として定義されるところ²¹、台湾の情報プライバシー権は「個人データを自らコントロールする」権利として定義される²²。また、司法院は情報プライバシー権の代わりに、「情報自己決定権 (資訊自主權)」²³や「個人データの自己決定権 (個人資料之自主權)」²⁴といったネーミングも使用している。

このように、台湾の情報プライバシー権は、人間の尊厳等を根拠とした自己情報コントロール権であり、ドイツの情報自己決定権と類似する。その背景としては、①指紋押捺事件において、ドイツ留学経験を有する 2 名の鑑定人が鑑定意見を提出したこと²⁵、②当時の大法官にドイツ語圏への留学経験者が一定数存在したこと²⁶、③本事件以前からドイツ

慧,〈職務協助與資訊協助〉, 收於: 法務部司法官訓練所編,《法學研究報告合輯司法官 46 期》, 台北: 法務部司法官訓練所, 2007 年 9 月, 頁 662-663。

¹⁵ 蔡柏毅,〈資訊隱私權淺介: 以司法院釋字第 603 號解釋及 111 年憲判字第 13 號判決為中心〉,《金融聯合徵信》, 41 期, 2022 年 12 月, 頁 58; 張志偉,〈憲法審查模式、事後控制權與個資保護: 簡評憲法法庭 111 年度憲判字第 13 號判決健保資料庫案〉,《當代法律》, 11 期, 2022 年 11 月, 頁 40。

¹⁶ BVerfGE 65, 1 (41); *Hans Peter Bull*, Informationelle Selbstbestimmung – Vision oder Illusion?: Datenschutz im Spannungsverhältnis von Freiheit und Sicherheit, 2009, S. 31-32; *Erhard Denninger*, Das Recht auf informationelle Selbstbestimmung und Innere Sicherheit: Folgerungen aus dem Volkszählungsurteil des Bundesverfassungsgerichts, KJ 1985, 215 (218)。

¹⁷ 釋字第 603 號解釋理由書第 8 段。

¹⁸ ドイツ基本法 1 条 1 項は、「人間の尊厳は不可侵である。人間の尊厳を尊重し保護することは、あらゆる国家権力の義務である。」と規定する。

¹⁹ 黃琬琚,〈隱私權法理之探討: 以我國司法院釋字第 603 號解釋為例〉,《致理法學》, 6 期, 2009 年 10 月, 頁 74; 林騰鵠,《中華民國憲法概要》, 台北: 三民, 2019 年 9 月, 修訂 9 版, 頁 50。

²⁰ 釋字第 372 號解釋理由書第 1 段; 釋字第 485 號解釋理由書第 1 段。

²¹ BVerfGE 65, 1 (43); 130, 151 (183); 152, 152 (188); 155, 119 (166); 156, 63 (118)。

²² 釋字第 603 號解釋理由書第 8 段。

²³ 釋字第 586 號解釋理由書第 2 段。

²⁴ 釋字第 689 號解釋理由書第 7 段。

²⁵ 李建良,〈「戶籍法第八條捺指紋規定」釋憲案鑑定意見書〉,《台灣本土法學雜誌》, 73 期, 2005 年 8 月, 頁 38-56; 顏厥安,〈戶籍法第八條與全民指紋建檔合憲性問題之鑑定意見〉,《台灣本土法學雜誌》, 79 期, 2006 年 2 月, 頁 145-177。

²⁶ 2003 年 10 月に 8 名の大法官が就任した結果、アメリカ留学経験者とドイツ・オーストリア留学経験者が 6 名ずつとなり、それからアメリカ法の影響が増え始めたと言われる (翁

の情報自己決定権に関する研究が蓄積されていたことなどが挙げられよう²⁷。

もっとも、「情報プライバシー権」というネーミングが示唆するように²⁸、台湾の情報プライバシー権はアメリカのプライバシー論の影響も受けている²⁹。それゆえ、台湾の情報プライバシー権は、ドイツの情報自己決定権をベースとしつつも、仔細に見ればこれとは異なる特質も有している。

第1に、ドイツの情報自己決定権が防御権であるのに対し³⁰、台湾の情報プライバシー権は複合的な権利である。判例上、情報プライバシー権は、①「自己の個人データを開示するかどうか、および、いかなる範囲において、いつ、いかなる方法で、誰に開示するかについての決定権」、②「自己の個人データの使用に関する知る権利・コントロール権」、および③「誤って記載されたデータの訂正権（更正権）」という3つの内実を含む³¹。

この分類はアメリカ憲法を専門とする黄昭元が提唱したものであり³²、①決定権の定義にあたっては、ウェスティンらの議論³³が参照されている³⁴。また、黄昭元は指紋押捺事件の際に司法院に鑑定意見を提出しており³⁵、司法院による情報プライバシー権の形成に一定の影響を与えたものと思われる。

第2に、ドイツの情報自己決定権が「一般的人格権（allgemeines Persönlichkeitsrecht）」の一部に位置付けられるのに対し³⁶、台湾の情報プライバシー権は「プライバシ

岳生（林成蔚・坂口一成訳）「司法院大法官の解釈と台湾の民主政治・法治主義の発展」日本台湾学会報13号（2011年）140頁）。

²⁷ とりわけ、のちに大法官となった李震山による1997年の記念碑的論文が挙げられる（李震山、〈論資訊自決權〉、收於：李鴻禧教授六秩華誕祝賀論文集編輯委員會編、《現代國家與憲法：李鴻禧教授六秩華誕祝賀論文集》，台北：月旦，1997年3月，初版，頁709-756）。

²⁸ 「情報プライバシー権」というネーミングはアメリカ法に由来する（蔡震榮／林朝雲、《憲法釋義》，台北：五南，2024年9月，初版，頁545；邱文聰、〈從資訊自決與資訊隱私的概念區分：評「電腦處理個人資料保護法修正草案」的結構性問題〉、《月旦法學雜誌》，168期，2009年5月，頁174）。

²⁹ 范姜真嫩：《个人资料保护法关于“个人资料”保护范围之检讨》，载陈海帆、赵国强主编：《个人资料的法律保护——放眼中国内地、香港、澳门及台湾》，北京：社会科学文献出版社，2014年版，第58页。

³⁰ 小山剛『「憲法上の権利」の作法〔第3版〕』（尚学社、2016年）101頁。もっとも、ドイツ連邦憲法裁判所は、情報自己決定権が防御権としての側面にとどまらず、「国家による情報関連措置を知る個人の利益」や（BVerfGE 120, 351 (360)）、「保存された自らの個人データへのアクセスに関する法的地位」も含むものと解している（BVerfG, NJW 2006, 1116 (1117 Rn. 22); NJW 2017, 1014 (1015 Rn. 16)）。

³¹ 釋字第603號解釋理由書第8段。

³² 黄昭元、〈無指紋則無身分證？：換發國民身分證與強制全民捺指紋的憲法爭議分析〉、收於：國際刑法學會臺灣分會主編、《民主、人權、正義：蘇俊雄教授七秩華誕祝壽論文集》，台北：元照，2005年9月，初版，頁471-472。

³³ ALAN WESTIN, PRIVACY AND FREEDOM 7 (1967); RICHARD A. GLENN, THE RIGHT TO PRIVACY: RIGHTS AND LIBERTIES UNDER THE LAW 204-218 (2003)。

³⁴ 黄昭元・前掲注（32）頁471。

³⁵ 黄昭元、〈立法委員賴清德等八十五人聲請案（戶籍法第八條）鑑定意見書〉、2005年7月。

³⁶ Thorsten Kingreen/Ralf Poscher, Grundrechte: Staatsrecht II, 38. Aufl., 2022, Rn. 539;

一権（隱私權）」の一部に位置付けられる³⁷。プライバシー権には、情報プライバシー権のほかに、「私的生活領域を侵害されない自由（生活私密領域不受侵擾之自由）」が含まれる³⁸。これは、ウォーレンとブランドアイスが提唱した、「ひとりで放っておいてもらう権利（right to be let alone）」³⁹に相当するものとされている⁴⁰。

第3に、ドイツの情報自己決定権があらゆる個人情報を保護するのに対し⁴¹、台湾の情報プライバシー権があらゆる個人情報を保護するのかは明らかでない⁴²。とりわけ、司法院はパパラッチによるプライバシー侵害が問題となった事件において「合理的期待」を論じており、その解釈によっては⁴³、公共の場における情報プライバシー権の保護を「合理的期待」に限定している可能性がある⁴⁴。

「合理的期待」とは、1967年のアメリカ連邦最高裁のカッツ判決⁴⁵におけるハーラン裁判官の同意意見に由来する概念である⁴⁶。同意意見は、合衆国憲法修正4条⁴⁷の保護範囲が、物理的侵入の有無ではなく、「プライバシーの合理的期待（reasonable expectation of privacy）」の有無によって画定されるとした⁴⁸。

もっとも、台湾の有力説はこの「合理的期待」論を批判し⁴⁹、情報プライバシー権はあ

Jörn Ipsen, Staatsrecht II: Grundrechte, 24. Aufl., 2021, Rn. 316.

³⁷ 釋字第603號解釋理由書第8段。ただし、大法官の意見や学説には、情報プライバシー権を人格権に位置付ける見解もある（釋字第293號解釋陳瑞堂、張承韜、劉鐵錚大法官提出之不同意見書；王澤鑑，《人格權法》，台北：自刊，2012年1月，初版，頁97；吳信華，《憲法釋論》，台北：三民，2024年9月，修訂5版，頁504-505）。

³⁸ 釋字第689號解釋理由書第7段。「私的生活領域」には判例上、私人の居住空間や（釋字第535號解釋理由書第3段）、懐胎の事実（釋字第587號解釋理由書第1段）、性的関係が含まれるとされている（釋字第791號解釋理由書第32段）。

³⁹ Samuel D. Warren & Louis D. Brandeis, *The Right to Privacy*, 4 HARV. L. REV. 193, 195 (1890).

⁴⁰ 釋字第791號解釋許志雄大法官提出之協同意見書，頁9；王澤鑑・前掲注（37）頁244。

⁴¹ BVerfGE 118, 168 (185); 128, 1 (43); 130, 151 (183); 150, 244 (264-265); BVerfG, NJW 2022, 2978 (2979 Rn. 28); Kingreen/Poscher・前掲注（36）Rn. 547.

⁴² この点は、学者の間でも見解が分かれている（范姜真嫩，〈個人資料自主權之保護與個人資料之合理利用〉，《法學叢刊》，225期，2012年1月，頁75）。

⁴³ 「合理的期待」を「私的生活領域を侵害されない自由」の論理として整理することもできる（張陳弘編著，《憲法釋字與裁判講義：跟著司法院大法官學憲法》，台北：新學林，2024年2月，2版，頁618-620）。

⁴⁴ 釋字第689號解釋理由書第7段；范姜真嫩・前掲注（42）頁75。

⁴⁵ *Katz v. United States*, 389 U.S. 347 (1967).

⁴⁶ 釋字第689號解釋葉百修大法官提出之協同意見書，頁7註16；林子儀、徐璧湖大法官提出之部分協同及部分不同意見書，頁10-11。

⁴⁷ アメリカ合衆国憲法修正4条は、「不合理な搜索および逮捕または押収から、身体、家屋、書類および所有物の安全を保障されるという人民の権利は、これを侵してはならない。いかなる令状も、宣誓または確約によって裏付けられた相当な理由に基づいてのみ発せられ、かつ搜索すべき場所および逮捕すべき人または押収すべき物件を特定して示したものでなければならない。」と規定する。

⁴⁸ *Katz v. United States*, 389 U.S. 347, 360-361 (1967) (Harlan, J., concurring).

⁴⁹ 楊智傑，《資訊法》，台北：五南，2024年5月，增訂7版，頁210-211；張志偉・前掲注（15）頁39-40；Sung・前掲注（10）158.

らゆる個人情報保護のものと解している⁵⁰。いずれにせよ、まだセンシティブ性の低い個人情報の取扱いが争われたケースがないため⁵¹、この点は今後の判例の展開に委ねられている。

以上をまとめると、台湾の情報プライバシー権はドイツの情報自己決定権の強い影響を受けつつ、アメリカのプライバシー論も取り込んだ権利と評価できよう⁵²。

2. 2. 情報プライバシー権に対する制限

台湾の情報プライバシー権の特徴の一つは、ドイツの情報自己決定権とはやや異なり⁵³、国家による個人情報の取扱いを「強制」と捉える点である。とりわけ、指紋押捺事件においては、指紋の押捺だけでなく、その記録・保存も強制であることが繰り返し強調されている⁵⁴。

なお、後述する 2022 年の判決以前に情報プライバシー権（情報自己決定権）に対する制限として認定されたものには、「戸籍法」に基づく指紋の押捺・記録・保存のほか⁵⁵、「3・19 銃撃事件真相調査特別委員会条例」に基づく調査⁵⁶、「証券取引法（證券交易法）」に基づく株式取得の申告義務⁵⁷、および「道路交通管理处罰条例」に基づく血中アルコール濃度測定がある⁵⁸。

2. 3. 情報プライバシー権に対する制限の正当化

情報プライバシー権に対する制限の正当化については、ドイツの情報自己決定権と同様

⁵⁰ 李震山、〈論資訊自決權〉、收於：氏著、《人性尊嚴與人權保障》，台北：元照，2020 年 3 月，增訂 5 版，頁 254-255；李榮耕、〈個人資料外洩及個資外洩通知條款的立法芻議〉，收於：氏著、《通訊監察及隱私保護》，台北：元照，2020 年 3 月，初版，頁 81-82；林鴻文、〈個人資料保護法〉，台北：書泉，2018 年 7 月，2 版，頁 85；黃琬琿・前掲注（19）頁 72；王澤鑑・前掲注（12）頁 33-34；蔡柏毅・前掲注（15）頁 58 註 14。

⁵¹ 張陳弘編著・前掲注（43）頁 634-635。

⁵² 李建良、〈人權維護者的六十回顧與時代挑戰：試探大法官人權解釋的反多數困局〉，收於：廖福特主編、《憲法解釋之理論與實務（第 6 輯）下冊》，台北：中研院，2009 年 7 月，頁 517。

⁵³ 1983 年の国勢調査判決は、国勢調査が強制であることを理由に、情報自己決定権に対する制限を認定した（BVerfGE 65, 1 (45-46)）。しかし、当時から学説においては、情報自己決定権に対する制限は強制的な情報取扱いに限られないとする見解が有力であった（*Klaus Vogelgesang*, Grundrecht auf informationelle Selbstbestimmung?, 1987, S. 59-60; *Rupert Scholz/Rainer Pitschas*, Informationelle Selbstbestimmung und Staatliche Informationsverantwortung, 1984, S. 28; *Bernhard Schlink*, Datenschutz und Amtshilfe, NVwZ 1986, 249 (253-254)）。実際、今日の連邦憲法裁判所は強制の有無ではなく、人格に対する危険の有無に基づいて情報自己決定権に対する制限を認定している（BVerfGE 120, 274 (345); 120, 351 (362); 120, 378 (399-400); 142, 234 (252)）。

⁵⁴ 釋字第 603 號解釋理由書第 12 段。

⁵⁵ 釋字第 603 號解釋理由書第 11-14 段。

⁵⁶ 釋字第 585 號解釋理由書第 25 段。

⁵⁷ 釋字第 586 號解釋理由書第 2 段。

⁵⁸ 111 年憲判字第 1 號判決理由第 19 段。

に⁵⁹、①法律の留保、②明確性、③比例性、④組織・手続的保障という4要件が求められる。①②③は憲法23条に基づく要請であり、④は憲法22条に基づく要請である⁶⁰。

2. 3. 1. 法律の留保原則

台湾における法律の留保原則には、「絶対的な法律の留保」と「相対的な法律の留保」の2つがある⁶¹。絶対的な法律の留保とは、常に法律による規律を要求し、法規命令への授權を許さないものである（罪刑法定主義など）。一方で、相対的な法律の留保とは、法規命令への授權を許容するものである⁶²。

生命・身体の自由に対する制限については絶対的な法律の留保が妥当し、それ以外の自由に対する制限については相対的な法律の留保が妥当する⁶³。後者について、憲法23条は、「自由および権利」は一定の「場合でなければ、法律で制限してはならない。」と定めている。

情報プライバシー権には、相対的な法律の留保が妥当する。司法院は、株式の共同取得に関する申告義務について、「共同取得」を証券取引法ではなく行政規則で定義することが、法律の留保原則に違反するとした⁶⁴。また、飲酒運転に関わる血中アルコール濃度検査について、検査項目や検査結果の利用範囲などを法律で明確に定めないことも、法律の留保原則に違反するとした⁶⁵。

なお、プライバシー権が情報プライバシー権および「私的生活領域を侵害されない自由」へと分化する前の事案であるが、警察による職務質問について、組織法上の根拠のみでは足りず、作用法上の根拠を要するとしたものがある⁶⁶。

2. 3. 2. 法律の明確性原則

法律の明確性原則は、「理解可能性」・「予見可能性」・「審査可能性」の3要素からなる⁶⁷。司法院も、法律における概念の「意味が理解し難いものでなく、また規律を受ける者にとって予見しうるもので、さらに司法審査を通して確認できるのであれば」、法律の明確性原則に反しないとしている⁶⁸。

法律の明確性原則は、情報プライバシー権にも妥当する。司法院は、3・19銃撃事件真

⁵⁹ BVerfGE 65, 1 (44); 150, 1 (107); *Denninger*・前掲注(16) 221; *Scholz/Pitschas*・前掲注(53) S. 30-34; 小山・前掲注(30) 102頁。

⁶⁰ 張陳弘編著、《憲法案例研習講義》，台北：新學林，2022年12月，3版，頁217。

⁶¹ 「特別な法律の留保」および「一般的な法律の留保」と呼ぶこともある（蔡震榮／林朝雲・前掲注(28) 頁312）。邦語での紹介として、上拂耕生「台湾における『デジタル防疫』と個人情報保護」アドミニストレーション30巻1号（2023年）21頁。

⁶² 呂炳寬／項程華／楊智傑、《中華民國憲法精義》，台北：五南，2025年5月，9版，頁92-93。

⁶³ 張陳弘編著・前掲注(43) 頁13。

⁶⁴ 釋字第586號解釋理由書第4段。

⁶⁵ 111年憲判字第1號判決理由第31-32段。

⁶⁶ 釋字第535號解釋理由書第2段。

⁶⁷ 呂炳寬／項程華／楊智傑・前掲注(62) 頁25-26。

⁶⁸ 釋字第432號解釋理由書第1段。

相調査特別委員会条例について、調査権限や罰則に関する規定が法律の明確性原則に違反するとした⁶⁹。また、戸籍法に基づく指紋の押捺について、「強制的に指紋を採取・記録・保存する目的について未だ明文の規定がなく、この点ですでに……情報プライバシー権の趣旨に合致していない」とした⁷⁰。

2. 3. 3. 比例原則

台湾における比例原則は、憲法 23 条に定められている。同条は、「自由および権利は、他人の自由を妨害することを防止し、緊急危難を回避し、社会秩序を維持し、または公共利益を増進するために必要な場合でなければ……制限してはならない。」と定め、制限の目的を 4 種類に限定し、かつ手段が「必要」であることを求めている。この「必要」とは学説上、手段の適合性・必要性・相当性（狭義の比例性）を意味するとされている⁷¹。

司法院は、ドイツ流の比例原則とアメリカ流の審査基準論を同時並行的に採り入れながら、比例原則を発展させてきた⁷²。すなわち、司法院は、「比例原則」や「目的の正当性」、「手段の必要性」および「制限の妥当性」といったドイツ流の比例原則を受け入れる傍ら⁷³、アメリカ流の審査基準——「厳格審査」・「中間審査（中度審査）」・「合理審査（合理審査、寛鬆審査）」——も使い分けてきたのである⁷⁴。

審査基準について敷衍すると、厳格審査とは目的の特段の重要性と手段の直接的・絶対的な必要関連性を、中間審査とは目的の重要性と手段の実質的関連性（または手段の最小侵害性）を、合理審査とは目的の正当性と手段の合理的関連性をそれぞれ要求するものである⁷⁵。したがって、その内容は、わが国の憲法学における審査基準論の一般的な理解とほぼ同じといつてよいであろう⁷⁶。

この比例原則は、情報プライバシー権にも妥当する。司法院は、個人データの「プライバシー性・センシティブ性」および「高度の個人識別性」に応じて審査密度を決定しており、指紋には中間審査を、血液には厳格審査を適用している⁷⁷。現時点で合理審査を適用したケースはないものの、「プライベートでもセンシティブでもなく、他のデータと結合して詳細な個人プロフィールを作成することも容易ではない個人情報」については、合理審査が妥当すると解されている⁷⁸。

⁶⁹ 釋字第 585 號解釋理由書第 25-26 段。

⁷⁰ 釋字第 603 號解釋理由書第 12 段。

⁷¹ 吳信華・前掲注（37）頁 91；蔡柏毅・前掲注（15）頁 60。

⁷² 張嘉尹，〈大法官釋憲實務中的比例原則與審查標準〉，收於：氏著，《憲法學的新視野（三）：基本權利》，台北：五南，2025 年 10 月，增訂 2 版，頁 60-75。

⁷³ 釋字第 551 號解釋文第 1 段；釋字第 544 號解釋文第 1 段；釋字第 476 號解釋文第 1 段。

⁷⁴ 李惠宗，《憲法要義》，台北：元照，2022 年 9 月，增修 9 版，頁 713。

⁷⁵ 董保城／法治斌，《憲法新論》，台北：元照，2024 年 9 月，增修 9 版，頁 256-259。

⁷⁶ 高橋和之『立憲主義と日本国憲法〔第 6 版〕』（有斐閣、2024 年）139-140 頁、柳瀬昇『憲法』（新世社、2023 年）43-45 頁などを参照。

⁷⁷ 張陳弘編著・前掲注（43）頁 627。

⁷⁸ 張陳弘編著・前掲注（43）頁 634-635。

2. 3. 4. 組織・手続的保障

情報プライバシー権は、憲法 22 条の要請として、組織・手続的保障を要求する⁷⁹。司法院は、指紋の大規模な収集・データベース化について、「収集した指紋データに必要な組織上・手続上の保護措置を講じなければならない」とした⁸⁰。また、人身の自由（憲法 8 条）や身体権（憲法 22 条）も絡んだ事案ではあるが、血液検査によるアルコールチェックを定める道路交通管理処罰条例 35 条 5 項について、裁判官・検察官による事前審査や事後監督の手続および権利救済メカニズムを設けていないことが、「正当な法律手続（正當法律程序）」の原則に違反するとした⁸¹。

3. 健康保険データベース事件判決

以上の情報プライバシー権の法理は、2022 年の健康保険データベース事件判決⁸²において、さらなる発展を遂げた。

3. 1. 事実の概要

本件で問題となったのは、健康保険データの研究・統計目的利用に関する「個人データ保護法（個人資料保護法）」および「国民健康保険法（全民健康保險法）」（以下「健康保険法」）の規定の合憲性である（結論は一部違憲）。

3. 1. 1. 健康保険データベース

台湾では 1995 年以降、「国民健康保険（全民健康保險：NHI）」制度が実施されてきた⁸³。法定の加入要件を満たす全国民は、原則として国民健康保険制度への加入が義務づけられており、被保険者として、病院や診療所、薬局、在宅介護提供機関、助産所、検査施設などから医療サービスを受けることができる。

これらの機関は、健康保険法 80 条に基づき、被保険者に診療を行う際に、一定のデータ——被保険者の病歴や薬歴、処方箋、診療記録（カルテ）を含む——を添付し、保険者である「衛生福利部中央健康保険署（NHIA）」（以下「健康保険署」）に対して、保険医療費を請求できる⁸⁴。

健康保険署は、このようにして収集した健康保険データを、2 つのルートを通じて研究・統計目的のために外部提供していた。すなわち、「国家衛生研究院（NHRI）」を通じたルートと、「衛生福利部（MOHW）」を通じたルートである⁸⁵。

⁷⁹ 張陳弘編著・前掲注（60）頁 217。

⁸⁰ 釋字第 603 號解釋理由書第 14 段。

⁸¹ 111 年憲判字第 1 號判決理由第 27-30 段。

⁸² 邦語での紹介として、劉建宏（李秉昊訳）「台湾における公文書管理法の現状と課題」阪大法学 73 巻 6 号（2024 年）1307-1311 頁、陳聡富（小田訳）・前掲注（7）51-55 頁。なお、本判決を翻訳するに際して、これらの論文を参照した。

⁸³ 国民健康保険制度の概要については、高橋隆「台湾『全民健康保險』の制度紹介」海外社会保障研究 125 号（1998 年）102-111 頁。

⁸⁴ 111 年憲判字第 13 號判決理由第 3 段；劉建宏（李秉昊訳）・前掲注（82）1307 頁。

⁸⁵ 楊智傑・前掲注（14）頁 195。

（１）国家衛生研究院の「国民健康保険研究データベース」

健康保険署は2000年以降、健康保険データを財団法人である国家衛生研究院に委託し、管理させていた。国家衛生研究院は「国民健康保険研究データベース（全民健康保険研究資料庫：NHIRD）」を設置し、外部からの申請に基づきデータを提供していた⁸⁶。

国民健康保険研究データベースは、台湾の人口のほぼ99.99%を網羅していた上⁸⁷、1995年以降の長期にわたる縦断的研究を可能としていたため、がん研究をはじめとする医学研究にとって非常に重要な役割を果たしていた。とくに、数多くのレトロスペクティブ研究（後ろ向き研究）プロジェクトが国民健康保険研究データベースを活用し、著名な医学ジャーナルに多数の論文を掲載していた⁸⁸。

一方で、このような健康保険データの研究目的利用については、長らく議論があった。2012年には複数の人権団体が訴訟を提起し⁸⁹、2013年、台北高等行政法院はこれを棄却した⁹⁰。もっとも、同判決を受けて、2016年6月28日以降は健康保険署自らが健康保険データを管理することとしたため、国家衛生研究院はこれまで管理していたすべての健康保険データを健康保険署に返却した⁹¹。

その後、健康保険署は「国民健康保険保険者情報統合応用サービスセンター（全民健康保険保険人資訊整合應用服務中心）」を設置し、同センターにおいて健康保険データを管理することとした。同センターは、自ら制定した行政規則に基づき、暗号化アルゴリズムを用いてデータを仮名化した上で、政府機関や研究機関などに提供していた⁹²。

（２）衛生福利部の「衛生福利データ科学センター」

これとは別に、健康保険署は、健康保険データの一部を暗号化し、衛生福利部の「衛生福利データ科学センター（衛生福利資料科學中心：HWDC）」に提供していた。同センターは、健康保険データのほかに、出生届や死亡届、心身障がい者のデータ、国民健康訪問調査に関するファイルなどを含む「衛生福利データ」も扱っていた。

衛生福利データ科学センターは、2011年から政府機関や学術研究機関、および本人同意を得た衛生福利関連産業にのみ、申請に基づきデータを提供していた。申請の際には、衛生福利データ科学センターの策定した行政規則に基づき、「倫理審査委員会」の承認書類を添付することとされていた。また、当該申請は、衛生福利部が審査した後に、外部の専

⁸⁶ 楊智傑・前掲注（49）頁269。

⁸⁷ Cheng Yang Hsieh ほか「台湾の保健福祉データベース——ビッグデータ分析による高品質なリアルワールドエビデンスを得る機会」医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス49巻7号（2018年）426頁。

⁸⁸ Feng-Jen Tsai and Valerie Junod, 'Medical Research Using Governments' Health Claims Databases: With or Without Patients' Consent?' (2018) 40(4) *Journal of Public Health* 871, 871-872.

⁸⁹ Tsai and Junod・前掲注（88）872。

⁹⁰ 臺北高等行政法院102年度訴字第36號判決。

⁹¹ 厚生労働省『諸外国における健康・医療・介護分野のデータベースの現状調査報告書』（WIP ジャパン、2019年）118頁。

⁹² 111年憲判字第13號判決理由第4段。

門家が内容面について再審査することとなっていた⁹³。

3. 1. 2. 訴訟経過

本件の申立人は、「台湾人権促進会（TAHR）」や「台湾女人連線（TWL）」、「アムネスティ台湾」のメンバーなど 7 名である。申立人は、健康保険署が①健康保険データを国家衛生研究院に提供して国民健康保険研究データベースを構築させ、これを外部に提供させていたこと、ならびに②健康保険データを衛生福利部の衛生福利データ科学センターに提供し、外部提供を行わせていたことが、憲法上のプライバシー権によって保護される健康保険データの目的外利用に当たり、違法であると主張した。

そこで、2012 年、申立人は健康保険署を被告として台北高等行政法院に提訴したが、2013 年、同法院は原告の請求を棄却した⁹⁴。原告はこれを不服として上訴したところ、2014 年、最高行政法院は原判決を破棄して差し戻した⁹⁵。同年、台北高等行政法院は再度原告の請求を棄却したため⁹⁶、原告は再び上訴したが、2017 年、最高行政法院はこれを棄却した⁹⁷。

申立人は、この確定した終局裁判で適用された個人データ保護法 6 条 1 項ただし書 4 号などの規定に違憲の疑いがあると考え、2017 年 12 月 5 日、司法院大法官審理案件法（旧大審法）5 条 1 項 2 号⁹⁸に基づき、憲法解釈と法規範の違憲宣告を申し立てた⁹⁹。

3. 2. 結論

2022 年 8 月 12 日、黄虹霞大法官の主筆により本判決が下された。争点は、健康保険データの取扱いに関する①一般法の規定（個人データ保護法 6 条 1 項ただし書 4 号¹⁰⁰）、②特別法の規定（健康保険法 79 条¹⁰¹・80 条¹⁰²）、③独立監督機関の不在、ならびに④利用

⁹³ 111 年憲判字第 13 號判決理由第 5 段。

⁹⁴ 臺北高等行政法院 102 年度訴字第 36 號判決；厚生労働省・前掲注（91）118 頁。

⁹⁵ 最高行政法院 103 年度判字第 600 號判決。

⁹⁶ 臺北高等行政法院 103 年度訴更一字第 120 號判決。

⁹⁷ 最高行政法院 106 年度判字第 54 號判決。111 年憲判字第 13 號判決理由第 7 段を参照。

⁹⁸ 旧大審法 5 条 1 項 2 号は、「人民……がその憲法上保障された権利を不法に侵害され、法定の手続により訴訟を提起し、確定終局裁判が適用した法律または命令が憲法に抵触するとの疑義を生じた場合」に、「憲法解釈を申請できる。」と規定していた。

⁹⁹ 111 年憲判字第 13 號判決理由第 8 段。

¹⁰⁰ 個人データ保護法 6 条 1 項ただし書 4 号は、「公務機関または学術研究機関が医療・衛生……の目的に基づき、統計または学術研究のために必要であり、かつデータが提供者による処理を経た後、または収集者の開示方法により特定の当事者を識別できない場合」に、「病歴、医療、遺伝子……健康検査に関する個人データ」を「収集、処理または利用」できると規定していた。

¹⁰¹ 健康保険法 79 条 1 項は、健康保険署が「関係機関に対し、本保険業務を処理するために必要なデータの提供を請求でき、各々の当該関係機関はこれを拒んではならない。」と規定していた。また、同 2 項は、健康保険署が「前項の規定に基づいて取得したデータについて、善良な管理者としての注意義務を尽くし、個人データ保護法の規定に基づいて関連するデータを保存・利用等しなければならない。」と規定していた。

¹⁰² 健康保険法 80 条 1 項は、衛生福利部が「保険に関する争議事項を審査するため」、ま

停止請求権の不足（個人データ保護法 11 条 2 項から 4 項¹⁰³⁾）の 4 点であった。

結論として、①は合憲であるが、②③④の 3 点は違憲とされ、判決言い渡しから 3 年以内の対応——②特別法の制定、③独立監督機関の設置、④利用停止請求権の拡充——が要求された。また、④については、判決言い渡しから 3 年以内に関連法律が制定・改正されない場合、本人は直接憲法に基づき利用停止を請求できるとされた¹⁰⁴⁾。

なお、大法官の賛否は主文の項目ごとに異なり、②特別法の規定の違憲性に関する部分のみ全員一致で支持された¹⁰⁵⁾。

3. 3. 判旨

判旨は、概ね次の順序で展開されている。すなわち、情報プライバシー権の保護範囲→情報プライバシー権に対する制限→一般法の合憲性→独立監督機関の不在の違憲性→特別法の違憲性→利用停止請求権の不足の違憲性である。

3. 3. 1. 情報プライバシー権の保護範囲

「プライバシー権は、人間の尊厳および個人の主体性の保護と人格の完全な発展を根拠とし、国家または他者による個人の私的生活領域への侵害を排除するとともに、個人データの自己コントロール（自主制御）を保障するために不可欠な基本権として、憲法 22 条によって保障される。なかでも、個人が個人データを自らコントロールするという情報プライバシー権は、自己の個人データを開示するかどうか、および、いかなる範囲において、いつ、いかなる方法で、誰に開示するかについての決定権と、自己の個人データの使用に関する知る権利・コントロール権、ならびに誤って記載されたデータの訂正権を保障するものである」¹⁰⁶⁾。

さらに、「情報プライバシー権は、原則として、本人が自らの個人データについて、利用前に同意の可否を決定する事前コントロール権と、利用中および利用後における事後コントロール権を有することを保障する。本人の同意を得た個人データや、一定の要件の下で本人の同意なく収集・処理・利用される個人データについても、本人はなお事後コントロール権を有する。また、事後コントロール権には、個人データの削除請求権、利用停止請求権、および利用制限請求権が含まなければならない」¹⁰⁷⁾。

たは健康保険署が「各種保険業務を処理するために、保険対象者、保険加入単位、源泉徴収義務者（扣費義務人）および保険医事サービス機構に対し、必要な帳簿、証憑、病歴、診療記録、医療費用に関するデータの提供を求め、訪問調査や照会を行うことができる。」と規定していた。

¹⁰³⁾ 個人データ保護法 11 条は、「個人データの正確性に争いがある場合」（2 項）、「個人データの収集の特定目的が消失し、または期限が満了した場合」（3 項）、「本法の規定に違反して個人データを収集・処理・利用した場合」（4 項）は、「職権でまたは本人の請求により」、「当該個人データを削除し、収集・処理・利用を停止しなければならない。」と規定していた。

¹⁰⁴⁾ 111 年憲判字第 13 号判決主文第 1-4 項を参照。

¹⁰⁵⁾ 111 年憲判字第 13 号判決主文立場表を参照。

¹⁰⁶⁾ 111 年憲判字第 13 号判決理由第 31 段。

¹⁰⁷⁾ 111 年憲判字第 13 号判決理由第 32 段。

3. 3. 2. 情報プライバシー権に対する制限

この点、個人データ保護法 6 条 1 項ただし書 4 号および健康保険法 79 条・80 条はいずれも、「情報プライバシー権に対する制限を構成する」。

個人データ保護法 6 条 1 項ただし書 4 号は、「本人の同意を得ることなく強制的に収集・処理・利用することを認める」ものであるため、「本人は自らの個人健康保険データに対する自己コントロール権を大きく喪失しており」、事前コントロール権が制限されている。なお、データが非識別化されている場合であっても、「間接的に特定の当事者を識別できる可能性がある」以上、情報プライバシー権に対する制限は否定されない。

同様に、健康保険法 79 条・80 条も、情報プライバシー権に対する制限を構成する¹⁰⁸。

3. 3. 3. 一般法（個人データ保護法 6 条 1 項ただし書 4 号）の合憲性

そこで、個人データ保護法 6 条 1 項ただし書 4 号が合憲かどうかについて審査すると、同号は明確性と比例性を有しており、合憲である。

まず、同号における「公務機関または学術研究機関」、「医療・衛生……の目的」、「統計または学術研究のために必要」、「特定の当事者を識別できない」の文言は、いずれも明確性原則に違反しない¹⁰⁹。

次に、「情報プライバシー権の保障の核心が、個人のデータに対する自己コントロール権の保護にある以上、個人データの収集・処理・利用は、本人の同意を得ることを原則としなければならない。もっとも、本人の同意を得ることなく、その他の理由に基づいて個人データの強制的な収集・処理・利用を認める場合には、憲法法院は、その審査にあたり、収集・利用される個人データの性質とプライバシーに対する重要性に応じて異なる厳格度の審査基準を用い、比例原則に適合するか否かを判断しなければならない」¹¹⁰。

そこで、健康保険データの「性質とプライバシーに対する重要性」に着目すると、当該データは極めて「プライベートかつセンシティブ」であり、また「データ主体の人格および心身状態を深く把握・予測し、さらにその人物像を模擬的に構築しうる（模擬建構其人格圖像）」ため、「データ主体の社会的・経済的生活に潜在的に波及する性質を有している」。それゆえ、①目的の特段の重要性、②手段の適合性、③最小侵害性、④相当性という「厳格基準」を適用すべきである¹¹¹。

これを個人データ保護法 6 条 1 項ただし書 4 号に当てはめると、まず、①医療・衛生分野における統計・学術研究という目的は、少なくとも「特に重要な公共の利益」の基準に明らかに違反するものとはいえない。次に、②同号が採用する手段は、確かに本人に対して「自らの個人健康保険データが……利用されることの受忍義務を強制する」ものであるが、「効果的な医療・衛生政策の策定や、医学的知識・技術の蓄積という目的の達成に至る場合がある」。さらに、③同号は非識別化義務を課すことにより権利侵害を「大幅に軽減」するとともに、データ収集・利用の目的および主体を限定していることから、最小限の侵害手段と評価できる。最後に、④確かに情報プライバシー権は「特に重要な法益であ

¹⁰⁸ 111 年憲判字第 13 號判決理由第 33-37 段。

¹⁰⁹ 111 年憲判字第 13 號判決理由第 38-41 段。

¹¹⁰ 111 年憲判字第 13 號判決理由第 44 段。

¹¹¹ 111 年憲判字第 13 號判決理由第 45 段。

る」が、医療・衛生目的の統計・研究は「さらに特に重要な公共の利益」であることから、同号は相当性も満たしている¹¹²。

3. 3. 4. 独立監督機関の不在の違憲性

情報プライバシー権を保護する組織・手続的保障のなかでも、「個人データ保護の独立した監督メカニズム（独立監督機制）は、重要な鍵となる制度である」。独立監督メカニズムは、合法的な取扱いを確保することにより、「個人データの収集・利用の合法性と信頼性を高める」。「とりわけ、個人健康保険データはすでに個人のコントロールの範囲を超えているところ、その濫用や不正な漏洩を防止するためには、なおさら独立したメカニズムによる監督に依拠しなければならない」¹¹³。

このような「独立した監督メカニズム」は、とくに個別の利用申請が比例原則に適合するか否かを審査しなければならない。他方で、その具体的な制度設計——たとえば、複数の機関とするか単一の機関とするか——については、立法裁量に委ねられる。もっとも、現行の個人データ保護法などはこのような独立した監督メカニズムを設けていないため、「個人の情報プライバシー権の保障が不十分であり、違憲のおそれがある」。したがって、3年以内に独立監督機関を設置しなければならない¹¹⁴。

3. 3. 5. 特別法（健康保険法79条・80条）の違憲性

健康保険法79条・80条は、法律の留保原則に違反する。これらの規定はデータの収集を定めるだけで、その保存・利用については個人データ保護法に飛ばしている。しかし、「個人データ保護法は枠組的な規範であり、個人の健康保険データの収集および利用に関する特別法ではない」¹¹⁵。

また、いずれの法律も、健康保険データを取り扱う「主体や目的、要件、範囲、方法、および関連する組織上・手続上の監督保護メカニズムなどの重要事項」を定めておらず、若干の行政規則が存在するにとどまる。したがって、法律の留保原則に違反するため、判決言い渡しから3年以内に法改正するか、特別法を制定しなければならない¹¹⁶。

3. 3. 6. 利用停止請求権の不足の違憲性

最後に、現行法は利用停止請求権を常に付与しているわけではないため、情報プライバシー権に違反する。

まず、本人の同意がある場合や、法令に基づきデータの収集・利用が許容される場合であっても、そのみを理由として、削除請求権・利用停止請求権・利用制限請求権といった事後的コントロールの保障が否定されるものではない。個人データ保護法6条1項ただし書4号による事前コントロール権の制限が合憲であるとしても、それは事後コントロー

¹¹² 111年憲判字第13号判決理由第46-59段。

¹¹³ 111年憲判字第13号判決理由第61段。

¹¹⁴ 111年憲判字第13号判決理由第61-62段。

¹¹⁵ 111年憲判字第13号判決理由第66段。

¹¹⁶ 111年憲判字第13号判決理由第67段。

ル権の行使を制約する根拠とはならない¹¹⁷。

この点、同法 11 条は、一定の場合に限って利用停止請求を認めているにとどまる。たとえば、「合法的に収集・処理・利用した正確な個人データであって、なお特定目的が消失しておらず、かつ期限も到来していない場合」、本人は利用停止を請求できない。したがって、同条の規律のみでは、事後コントロール権の要請を一律に充足していない¹¹⁸。さらに、「利用停止の際に遵守すべき関連手続についても、規定を欠いている」¹¹⁹。

以上からすれば、現行制度は「明らかに個人の情報プライバシー権の保護が不十分」であり、「情報プライバシー権の趣旨に違反する」。関係機関は判決言い渡しから 3 年以内に法改正するか、法律を制定しなければならない。「期限内に関連法律が整備されない場合、本人は上記の目的外利用の停止を請求できる」¹²⁰。

3. 4. 評釈

3. 4. 1. 情報プライバシー権の保護範囲

本判決は、情報プライバシー権が事前コントロール権と事後コントロール権を含むこと、事前コントロール権が本人同意を原則とすること¹²¹、および事後コントロール権が削除請求権などの法定を求めることを明らかにした¹²²。これらは、情報プライバシー権における「コントロール権」を分節・具体化したものであり¹²³、ドイツの情報自己決定権とは異なる特徴を示している¹²⁴。

本判決が事前のコントロールだけでなく、事後のコントロールも要求した点については、肯定的に評価されている¹²⁵。一方で、事前と事後という二分法は実定法上採用されていない上、両者を区別する基準が不明確であるとも指摘されている¹²⁶。

¹¹⁷ 111 年憲判字第 13 號判決理由第 69 段。

¹¹⁸ 111 年憲判字第 13 號判決理由第 70 段。

¹¹⁹ 111 年憲判字第 13 號判決理由第 71 段。

¹²⁰ 111 年憲判字第 13 號判決理由第 71 段。

¹²¹ 111 年憲判字第 13 號判決理由第 44 段。

¹²² 111 年憲判字第 13 號判決理由第 69-71 段。

¹²³ 楊智傑・前掲注 (14) 頁 16；張陳弘編著・前掲注 (43) 頁 618。

¹²⁴ ドイツ連邦憲法裁判所は、「情報収集に対する同意」が情報自己決定権に対する「制限を排除」すると述べており (BVerfG, NVwZ 2007, 688 (690))、同意を情報自己決定権の放棄として構成している可能性がある (*Gerhard Robbers, Der Grundrechtsverzicht: Zum Grundsatz „volenti non fit iniuria“ im Verfassungsrecht*, JuS 1985, 925 (927-928); *Klaus Stern, Das Staatsrecht der Bundesrepublik Deutschland*, Bd. III/2: Allgemeine Lehren der Grundrechte, 1994, S. 898-899)。また、削除請求権については、その導出可能性を示唆するととどめ (BVerfGE 120, 351 (362-363))、一貫して削除義務を論じている (BVerfGE 65, 1 (46); 113, 29 (58); 141, 220 (285-286); 150, 1 (108))。

¹²⁵ 劉定基, 〈建立信任, 創造雙贏: 評憲法法庭 111 年憲判字第 13 號判決〉, 《當代法律》, 11 期, 2022 年 11 月, 頁 34；蔡柏毅・前掲注 (15) 頁 67。

¹²⁶ 陳陽升, 〈憲法法庭 111 年憲判字第 13 號判決評析: 談資訊自主控制權的建構與憲法裁判的立法指引及其執行論知〉, 《新學林法學》, 8 期, 2025 年 4 月, 頁 84；張志偉・前掲注 (15) 頁 45。

3. 4. 2. 情報プライバシー権に対する制限

本判決は、国家による個人情報の取扱いを強制と認定した点において、既存の法理の延長線上にある。ただし、本判決の特徴は、国家が同意を得ずに個人情報を利用することが、利用受忍義務の強制に当たると指摘した点にある¹²⁷。これまでの解釈や判決は、情報の利用よりは情報収集の場面にフォーカスしていた¹²⁸。

なお、本判決以前においては、本人の同意なく健康保険データを二次利用することの可否について議論があった¹²⁹。とくに自己情報コントロールの観点からは、個人データ保護法6条1項ただし書4号が本人の同意を要件としていないことが問題視されていた¹³⁰。この点、本判決は、本人の同意（オプトイン）を得ることが原則であるが¹³¹、本人の同意を得ずに強制的に二次利用を行う場合であっても、利用停止（オプトアウト）の機会を提供すれば足りるとした¹³²。

3. 4. 3. 情報プライバシー権に対する制限の正当化

（1）法律の留保原則

本判決は、健康保険法79条・80条が法律の留保原則に違反するとした。その理由として、本判決は、個人データ保護法が「枠組的な規範」とどまり「特別法」とはいえないこと、ならびに健康保険法がデータの収集についてのみ規定し外部提供などについては規定していないこと、総じて健康保険データの二次利用について「主体や目的、要件、範囲、方法、および関連する組織上・手続上の監督保護メカニズム」を定めた法律がないことを挙げている¹³³。

このように、本判決が健康保険データの二次利用に特別法を要求した点は、肯定的に受け止められている¹³⁴。とりわけ、医療データの利用に関する規範の欠如は本判決以前から問題視されていたところ¹³⁵、本判決はこの点に応答したものといえよう。もっとも、本判決は、個人データ保護法6条1項ただし書4号に基づいて健康保険データを二次利用できるかどうかを直接に審査しておらず、この点については批判もみられる¹³⁶。

本判決を受けて、2025年12月19日、「国民健康保険データ管理条例（全民健康保険資料管理条例）」が公布された。同法は、健康保険データの目的外利用と管理を定める特別

¹²⁷ 111年憲判字第13號判決理由第51段。

¹²⁸ 劉定基・前掲注（125）頁33。

¹²⁹ Tsai and Junod・前掲注（88）874。

¹³⁰ 陈月端：《台湾医疗个资保护的探讨》，载陈海帆、赵国强主编：《个人资料的法律保护——放眼中国内地、香港、澳门及台湾》，北京：社会科学文献出版社，2014年版，第189页；邱文聰・前掲注（28）頁184。

¹³¹ 111年憲判字第13號判決理由第44段。

¹³² 111年憲判字第13號判決理由第69-71段。

¹³³ 111年憲判字第13號判決理由第66-67段。

¹³⁴ 陳陽升・前掲注（126）頁79-80。

¹³⁵ 陈月端・前掲注（130）第190-191页。

¹³⁶ 張陳弘，〈111年憲判字第13號判決評析：健保資料二次使用的個資保護新局或困境？〉，《憲政時代》，47卷4期，2024年1月，頁597。

法であり¹³⁷、「人民の情報プライバシー権を保障するとともに……国民の健康福祉を増進させること」を目的とする（1条）。また、本判決が要求した「組織上・手続上の監督保護メカニズム」として¹³⁸、「健康保険データ諮問会（健保資料諮議會）」を設置している（4条、5条）。

（２）法律の明確性原則

本判決が個人データ保護法6条1項ただし書4号を明確であると判断した点については¹³⁹、批判がある¹⁴⁰。謝銘洋大法官の一部反対意見は、同号における「特定の当事者を識別できない」とは仮名化と匿名化のいずれを指すのか、および「提供者」とは誰かが不明確であると指摘している¹⁴¹。同じく、学説においても、張陳弘は、仮に「特定の当事者を識別できない」を仮名化と解したとしても、そもそも仮名化という概念自体が不明確である上、非識別化の程度についての規律が欠けていると指摘している¹⁴²。

本判決後に制定された国民健康保険データ管理条例は、健康保険データが健康保険署による仮名化を経て衛生福利部に送付されること（6条2項）、および研究結果の段階で匿名化されなければならないことを定めている（14条1項）。

（３）比例原則

本判決はこれまでと同様、ドイツ流の比例原則とアメリカ流の審査基準論をミックスした判断枠組みを採用している¹⁴³。敷衍すると、本判決は、個人データの「性質とプライバシーに対する重要性」に応じて審査密度を決定するとした上で、健康保険データがデータ主体の人格や心身状態を把握・予測し、さらにその人物像を推知・構築しうることに鑑みて、厳格審査を適用した¹⁴⁴。身体侵襲を伴わない本件の情報利用について、身体侵襲を伴う情報収集と同程度の審査基準を採用したことは¹⁴⁵、評価に値しよう。

もっとも、本判決が個人データ保護法6条1項ただし書4号は厳格審査をパスするとした点については¹⁴⁶、批判もある。謝銘洋大法官の一部反対意見は、同号が非識別化を行わないまま個人データを学術研究機関などに提供することを許している上、多種多様な目的外利用を一律に認めているとして、その手段の最小侵害性に疑問を呈している¹⁴⁷。

同様に、学説においても、張陳弘は、同号が目的内利用と目的外利用を区別していない

¹³⁷ 立法院第11届第4会期第9次會議議案關係文書（院總第20號審查報告第11014465號），114年11月14日印發，頁討336-337。

¹³⁸ 立法院第11届第4会期第9次會議議案關係文書・前掲注（137）頁討340。

¹³⁹ 111年憲判字第13號判決理由第40-41段。

¹⁴⁰ 許育典，〈當健保資料庫遇到資訊隱私權：評111年憲判字第13號判決〉，《月旦實務選評》，2卷12期，2022年12月，頁100-101。

¹⁴¹ 111年憲判字第13號判決謝銘洋大法官提出之部分不同意見書，頁6-8。

¹⁴² 張陳弘編著・前掲注（43）頁641-642。

¹⁴³ 張嘉尹・前掲注（72）頁72。

¹⁴⁴ 111年憲判字第13號判決理由第43-45段。

¹⁴⁵ 111年憲判字第1號判決理由第20段。

¹⁴⁶ 111年憲判字第13號判決理由第46-59段。

¹⁴⁷ 謝銘洋大法官・前掲注（141）頁13-14。

こと、緩やかな非識別化も許容していること、さらに多様なデータ収集・利用を一律に規定していることなどを理由として、本判決における厳格審査の処理には疑問があると指摘している¹⁴⁸。

（４）組織・手続的保障

（a）独立監督機関

台湾には長らく、公務機関による個人データの取扱いに対して、独立機関による監督が存在しなかった。本判決で適用された2023年5月31日改正前の個人情報保護法は、行政監督を各々の「中央目的事業主管機関」、「直轄市」および「県（市）政府」に委ねていた（22条など）¹⁴⁹。中央目的事業主管機関とは、データを掌握・管理する非公務機関の「目的事業主管機関」である¹⁵⁰。したがって、非公務機関による個人データの取扱いに対しては中央目的事業主管機関などによる行政監督が存在していたが、公務機関による個人データの取扱いに対しては、こうした行政監督を期待できなかった¹⁵¹。

それゆえ、学説は、公務機関による個人情報の取扱いに対する独立した監督の不在をかねてより問題視してきた¹⁵²。それは、本判決で問題となったセンシティブデータについても例外ではない¹⁵³。ここでも、「健康保険業務の主管機関である健康保険署が、自らの個人健康保険データの収集・利用行為を、自ら監督する」状態が生じていたのである¹⁵⁴。

本判決は、こうした学説からの批判に応答したものといえよう。とくに、本判決は、自己情報コントロールの範囲外において独立監督機関が求められること、当該機関が個別の利用申請を審査すること、およびその具体的な設置方法が立法裁量に委ねられることを明らかにした¹⁵⁵。

なお、一部の大法官は、実効的な権利救済の観点から独立監督機関の必要性を強調している。蔡宗珍大法官の一部同意・一部反対意見は、本人が公的機関による違法な情報取扱いを認識・立証することは困難であり、そのため司法による権利救済にも限界があることから、情報プライバシー権を実質的に保障するには独立監督機関が必要だと指摘する¹⁵⁶。同じく、謝銘洋大法官の一部反対意見も、情報プライバシー権の侵害は秘密裏に行われる

¹⁴⁸ 張陳弘編著・前掲注（43）頁642-644。

¹⁴⁹ 詳細は、上拂耕生「台湾の個人情報保護法の概要について」アドミニストレーション29巻1号（2022年）65-66頁。

¹⁵⁰ たとえば、公立・私立大学やフィットネスセンター事業者の中央目的事業主管機関は「教育部」である（林洲富，《個人資料保護法之理論與實務》，台北：元照，2024年1月，増修4版，頁91；楊智傑・前掲注（14）頁270）。

¹⁵¹ 張陳弘・前掲注（136）頁596。

¹⁵² Ting-Chi Liu, 'The Past, Present, and Future of the Right to Information Privacy: A Comparative Law Perspective', 収於：司法院大法官書記處編纂，《釋憲七十週年國際學術研討會論文集》，台北：司法院，2020年1月，初版，頁333-334；張志偉・前掲注（15）頁47；邱文聰・前掲注（28）頁173。

¹⁵³ 陳月端・前掲注（130）第190頁。

¹⁵⁴ 張陳弘・前掲注（136）頁596。

¹⁵⁵ 111年憲判字第13號判決理由第61段。

¹⁵⁶ 111年憲判字第13號判決蔡宗珍大法官提出，林俊益大法官、張瓊文大法官加入之部分協同、部分不同意見書，頁6-7。

ことが多く、情報の非対称性の下で権利主張が困難であることを踏まえ、とくにセンシティブな個人データの目的外利用については事前の十分な監督・検証が必要であると論じている¹⁵⁷。

このほかに、大法官らは、多数意見が独立監督機関の不在を正面から違憲とは認定せず、違憲のおそれがあるとするにとどめた点や¹⁵⁸、立法者の広い裁量を認めた点などを批判している¹⁵⁹。

本判決を受けて、2023 年 5 月の個人データ保護法改正により、「個人データ保護委員会（個人資料保護委員會：PDPC）」を設置することが定められた（1-1 条¹⁶⁰）。ただし、その設置の根拠となる「個人データ保護委員会組織法（個人資料保護委員會組織法）」は、2025 年 3 月 27 日に行政院が草案を可決したものの¹⁶¹、現在なお立法院で審議中である。他方で、同委員会の権限については、2025 年 11 月 11 日に公布された改正個人データ保護法により、一連の監督権限が付与されている¹⁶²。

（b）利用停止請求権

前述の通り、健康保険署が本人の事前同意（オプトイン）なく健康保険データを外部提供してよいかについては、激しい議論があった。この点、「健康保険請求データベースを用いた後ろ向き研究の賛否両論をまとめると、最終的に、オプトアウトの提供が対立利益のバランスを取る最善策である」との指摘がなされていた¹⁶³。

本判決の原々審・原審は、利用停止（オプトアウト）を認めることに消極的であった。台北高等行政法院は、事前コントロール権と事後コントロール権を表裏一体と捉え、「法律が事前同意権を制限している以上、同時に事後排除権を制限すべき」だと判断した¹⁶⁴。また、最高行政法院も重大な公益を理由に、原告が主張した削除請求権を否定した¹⁶⁵。

一方、本判決は憲法上の事後コントロール権を認め、利用停止請求権の法定を要求した

¹⁵⁷ 謝銘洋大法官・前掲注（141）頁 15。

¹⁵⁸ 111 年憲判字第 13 號判決黃昭元大法官提出，許宗力大法官、許志雄大法官、謝銘洋大法官、楊惠欽大法官加入之部分不同意見書，頁 14-15；楊惠欽大法官提出之部分不同意見書，頁 12-13；許宗力大法官提出之部分不同意見書，頁 3-4；謝銘洋大法官・前掲注（141）頁 14-17。

¹⁵⁹ 許宗力大法官・前掲注（158）頁 3。

¹⁶⁰ 個人データ保護法 1-1 条は、「本法の主管機関は個人データ保護委員会とする。」と規定する。

¹⁶¹ 行政院，「政院通過『個人資料保護委員會組織法』草案及『個人資料保護法』部分條文修正草案 完備獨立監督機制及執法權限 建立 AI 全面應用時代資料治理」，網址：<https://www.ey.gov.tw/Page/9277F759E41CCD91/747cda78-926f-4205-99b3-1a735fc1b97b>（瀏覽日期：2026 年 6 月 28 日）。

¹⁶² 公務機關への監督については 21-1 条から 21-4 条、民間部門への監督については 22 条から 26 条に規定されている。

¹⁶³ Tsai and Junod・前掲注（88）874。

¹⁶⁴ 臺北高等行政法院 103 年度訴更一字第 120 號判決，八、（八）。翻訳に際しては、陳聰富（小田訳）・前掲注（7）54 頁を参考にした。

¹⁶⁵ 最高行政法院 106 年度判字第 54 號判決，八、（二）、2、（2）。

166. この点、事後コントロール権は個人データの全ライフサイクルにわたる保護を実現するものとして、これを歓迎する評価がある¹⁶⁷。他方で、オプトアウトを広く認めた点については、医学研究に深刻な影響を与える可能性が指摘されているほか¹⁶⁸、事後コントロール権の一般的承認には慎重であるべきであり、本件のような事案に限定して承認すべきとの見解もある¹⁶⁹。

本判決を受けて、判決言い渡しから3年を経た2025年8月12日、健康保険署は行政規則を制定し、窓口での申請またはアプリを通じて健康保険データベースからオプトアウトできる仕組みを導入した¹⁷⁰。また、その後に公布された国民健康保険データ管理条例は、施行後30日間、目的外利用申請の受理を一時停止し、その間に一旦本人が利用停止を請求するか否かを判断することと定めている（16条）。さらに、当該期間経過後の利用停止請求の手続（17条）や例外事由（19条）についても規定している。

3. 5. 中間総括

本判決は、従来の情報プライバシー権の法理をさらに発展させたものと評価できる。とりわけ、事前コントロール権や事後コントロール権（オプトアウト権）という区分や、特別法の制定および独立監督機関の設置を要求した点は、いずれも本判決によって初めて明確に示されたものである。さらに、このような憲法上の自己情報コントロール権は、すでに個人データ保護法の改正や特別法の制定を通じて、立法実務にも反映されている。

台湾は「デジタル先進国」であると同時に¹⁷¹、「人権先進国」でもある¹⁷²。本判決で問題となった健康保険データは、医学研究のみならず、コロナ禍におけるマスク配布などにも利活用され、国際的な注目を集めた¹⁷³。他方で、司法院はアジアにおいて最も強固なプライバシー保護を実現しており、人権保障の点でも国際的な評価が高い¹⁷⁴。

要するに、台湾は、自己情報コントロールと情報利活用のバランスを志向している。李震山は、「情報自己決定権の保障を強化することは、必ずしも情報の利用や流通を排斥しない」と論じている¹⁷⁵。それは、本件で問題となった健康保険データの研究利用においても変わらない¹⁷⁶。李建良が説くように、ここでも「情報自己決定と学術の自由の双方に配

¹⁶⁶ 111年憲判字第13號判決理由第69-71段。

¹⁶⁷ 劉定基・前掲注（125）頁34。

¹⁶⁸ Sung・前掲注（10）162。

¹⁶⁹ 張志偉・前掲注（15）頁47。

¹⁷⁰ 衛生福利部中央健康保険署、「健保署依憲法法庭判決意旨，即日起提供民眾退出資料目的外使用」，網址：<https://www.nhi.gov.tw/ch/cp-18828-457f9-3255-1.html>（瀏覽日期：2026年6月28日）。

¹⁷¹ 黒澤康雄「台湾先進デジタル医療のしくみ——コロナ禍で立ち遅れた日本の医療」日台政策研究所会報2号（2021年）10頁。

¹⁷² 福永玄弥「性的少数者の制度への包摂をめぐるポリティクス——台湾のジェンダー平等教育法を事例に」日本台湾学会報19号（2017年）45頁。

¹⁷³ 黒澤・前掲注（171）10-24頁。

¹⁷⁴ Graham Greenleaf, *Asian Data Privacy Laws: Trade & Human Rights Perspectives* (OUP 2014) 170。

¹⁷⁵ 李震山・前掲注（50）頁313。

¹⁷⁶ Sung・前掲注（10）167。

慮した法制度の構築」が求められるのである¹⁷⁷。

本判決も、このような観点のもと、自己情報コントロールと情報利活用のバランスを図るものと位置付けられよう¹⁷⁸。

4. 日本法との比較検討

これに対し、わが国の判例実務は、自己情報コントロールを権利として明確に承認していない。さらに、近年の憲法学説においても、自己情報コントロール権に批判的な見解が有力に主張されている¹⁷⁹。

この点、日本法と比較すると、台湾の情報プライバシー権は、自己情報コントロール権説に近い構成を判例上確立することで（4. 1.）、最高裁判例よりも強固なプライバシー保護を実現していると評価できる（4. 2.）。

4. 1. 日本の学説との比較検討

4. 1. 1. 自己情報コントロール権説との関係

まず、台湾の情報プライバシー権は、わが国の自己情報コントロール権説に近い構成を有していると評価できる。

両者は何よりも、個人の自己情報コントロールを権利概念とする¹⁸⁰。また、人間の尊厳等を保障根拠とする点や¹⁸¹、国家による情報取扱いを権利制限と捉えて正当化を要求する点¹⁸²、各種請求権を含む複合的な権利構造を有する点¹⁸³、および本人同意を原則とする点¹⁸⁴なども共通している。

このような類似性の背景としては、両者がともにアメリカのプライバシー論の影響を受けたことに加え、台湾においてわが国の議論が参照されてきたことも指摘できる。実際、

¹⁷⁷ 李建良、〈健康資料二次利用法制建構的基本課題：以學術研究目的為中心的立法論題〉、《月旦法學雜誌》、366期、2025年11月、頁69。

¹⁷⁸ 張濱璿、〈從憲法法庭健保資料庫案判決談醫學研究與人權保障的衡平〉、《當代法律》、11期、2022年11月、頁53-54。

¹⁷⁹ 曾我部真裕「自己情報コントロールは基本権か？」憲法研究3号（2018年）71-78頁、音無知展『プライバシー権の再構成——自己情報コントロール権から適正な自己情報の取扱いを受ける権利へ』（有斐閣、2021年）。

¹⁸⁰ 釋字第603號解釋理由書第8段；111年憲判字第13號判決理由第31段；芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第8版〕』（岩波書店、2023年）127頁。

¹⁸¹ 釋字第603號解釋理由書第8段；111年憲判字第13號判決理由第31段；佐藤幸治『現代立憲主義と人権の意義』（有斐閣、2023年）56-61頁、山本龍彦『〈超個人主義〉の逆説——AI社会への憲法的警句』（弘文堂、2023年）89頁。

¹⁸² 張陳弘編著・前掲注（60）頁217；山本龍彦『プライバシーの権利を考える』（信山社、2017年）63-64頁。

¹⁸³ 釋字第603號解釋理由書第8段；111年憲判字第13號判決理由第31段；土井真一「国家による個人の把握と憲法理論」公法研究75号（2013年）19頁、竹中勲「プライバシーの権利」大石眞＝石川健治編『憲法の争点』（有斐閣、2008年）98-99頁。

¹⁸⁴ 111年憲判字第13號判決理由第44段；右崎正博『情報法制の論点——公文書管理・情報公開・個人情報保護』（日本評論社、2024年）189-190頁、山本・前掲注（181）157-159頁。

台湾では、わが国の自己情報コントロール権説が憲法の教科書においても紹介されている¹⁸⁵。

また、台湾における芦部信喜『憲法』の翻訳・刊行も¹⁸⁶、その受容を促す一因となった可能性がある。とりわけ、指紋押捺事件以前の1997年に公表された李震山の論文は、芦部『憲法』を引用し、芦部説をドイツの情報自己決定権やアメリカのプライバシー論との関係で論じていた¹⁸⁷。この論文は、後の指紋押捺事件における林子儀大法官の同意意見においても参照されている¹⁸⁸。

以上からすれば、台湾の情報プライバシー権とわが国の自己情報コントロール権説との間には、単なる表面的な類似にとどまらない共通性を見出しようように思われる。

4. 1. 2. 近年の批判的学説との関係

なお、近年の憲法学説においては、同意によるコントロールの限界を背景として¹⁸⁹、「適正な自己情報の取扱いを受ける権利」が提唱されている¹⁹⁰。

この点、台湾の情報プライバシー権は、同意によるコントロールの限界を認めつつも、これをコントロール権の否定によってではなく、制度的補完を通じて克服しようとする点に特徴がある。

すなわち、台湾の情報プライバシー権は、本人同意による事前コントロールを原則としつつも¹⁹¹、これを絶対視せず、同意によらない情報取扱いに対して、①法律の留保、②明確性、③比例性、④組織・手続的保障を要求する。なかでも④については、オプトアウトによる事後コントロールの確保と¹⁹²、独立監督機関による自己情報コントロールの補完が重要とされている¹⁹³。

このような台湾モデルは、自己情報コントロール権と「適正な取扱い」が必ずしも二項対立の関係に立つものではなく、調和しうることを示唆している。すなわち、台湾の情報プライバシー権は、個人の自己情報コントロールを出発点として、「適正な取扱い」——法律の留保、明確性、比例性、組織・手続的保障——の内容を画定する¹⁹⁴。これは、自己情報コントロール権と「適正な取扱い」との関係が議論されているわが国に対しても、一つの比較法的示唆を与えるものと考えられよう。

¹⁸⁵ 許志雄／陳銘祥／蔡茂寅／周志宏／蔡宗珍，《現代憲法論》，台北：元照，2000年9月，2版，頁239；蔡震榮／林朝雲・前掲注（28）頁545。

¹⁸⁶ 蘆部信喜著，李鴻禧譯，《憲法》，台北：月旦，1995年1月，初版。

¹⁸⁷ 李震山・前掲注（27）頁722-724。

¹⁸⁸ 釋字第603號解釋林子儀大法官提出之協同意見書，頁9註1。

¹⁸⁹ 音無・前掲注（179）161-162頁。

¹⁹⁰ 音無・前掲注（179）2頁。

¹⁹¹ 111年憲判字第13號判決理由第44段。

¹⁹² 111年憲判字第13號判決理由第69-71段。

¹⁹³ 111年憲判字第13號判決理由第61段。

¹⁹⁴ 山本龍彦＝小川有希子＝尾崎愛美＝徳島大介＝山本健人編『個人データ保護のグローバル・マップ——憲法と立法過程・深層からみるプライバシーのゆくえ』（弘文堂、2024年）40頁〔高野祥一＝田中美里執筆箇所〕も参照。

4. 2. 日本の判例との比較検討

次に、台湾の情報プライバシー権は、自己情報コントロール権説に近い構成を判例上確立することで、最高裁判例よりも強固なプライバシー保護を実現していると評価できる。

繰り返しになるが、台湾では、自己情報コントロールが憲法上の権利として確立している。したがって、国家による個人情報の取扱いは、情報プライバシー権（事前コントロール権）に対する制限として構成され、①法律の留保、②明確性、③比例性、④組織・手続的保障が求められることになる。

一方、わが国の最高裁は、自己情報コントロールを憲法上の権利として承認しておらず、プライバシーを私生活上の自由という客観法的原則の枠組みで論じている¹⁹⁵。したがって、国家による個人情報の取扱いは、憲法上の権利に対する制限とは構成されず¹⁹⁶、「みだり」ではない限り——すなわち「正当な理由」がある限り——合憲とされている¹⁹⁷。敷衍すると、原則としてセンシティブ情報の取扱いのみが問題となり¹⁹⁸、具体的な法律の根拠は不要であるほか¹⁹⁹、内部利用にはそもそも憲法的統制が及ばない²⁰⁰。

こうした保護強度の差は、わが国の具体的事案を台湾法の観点から検討すると、より明確となる。まず、京都府学連事件²⁰¹については、①写真撮影を具体的に授権する法律上の根拠の有無や²⁰²、②仮に刑法を根拠とした場合の明確性が問題となりうる²⁰³。次に、指紋押捺事件²⁰⁴については、③手段の必要性を含め、比例性がより厳格に審査される可能性がある²⁰⁵。さらに、住基ネット判決²⁰⁶については、④独立監督機関の不在²⁰⁷やオプト

¹⁹⁵ 駒村圭吾『憲法訴訟の現代的転回——憲法的論証を求めて』（日本評論社、2013年）275頁。

¹⁹⁶ 小山剛「憲法上の個人情報保護についての基本的な考え方」青井未帆＝新井誠＝尾形健＝村山健太郎編『現代憲法学の理論と課題——野坂泰司先生古稀記念』（信山社、2023年）197頁。

¹⁹⁷ 山本龍彦「国家的『名誉毀損』と憲法13条——私生活上の自由／個人の尊厳」判例時報2344号臨時増刊『法曹実務にとっての近代立憲主義』（判例時報社、2017年）223頁。

¹⁹⁸ 中岡小名都「判批」自治研究87巻9号（2011年）141-143頁、横大道聡『『個人の私生活上の自由』の保障』同編著『憲法判例の射程〔第2版〕』（弘文堂、2020年）89-91頁。

¹⁹⁹ 下級審ではあるが、東京高判平成21年1月29日判タ1295号193頁（197頁）。

²⁰⁰ 曾我部真裕「憲法上のプライバシー権の構造について」毛利透編『講座 立憲主義と憲法学（第3巻） 人権Ⅱ』（信山社、2022年）9頁。

²⁰¹ 最判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁。

²⁰² 台湾の法理によれば、組織法上の根拠のみでは足りず、作用法上の根拠を要する上（釋字第535號解釋理由書第2段）、一般法の規律密度によっては特別法上の根拠も求められる（111年憲判字第13號判決理由第66-67段）。もっとも、本件のような写真撮影については、台湾においても明文規定がないとされる（吳秋宏、〈拍照攝影：評京都府學連遊行示威事件〉、《台灣本土法學雜誌》、87期、2006年10月、頁291-293）。

²⁰³ 台湾の法理によれば、情報収集の主体や目的、要件、範囲、方法、組織・手続的保障を法定することが求められる（111年憲判字第13號判決理由第66-67段）。

²⁰⁴ 最判平成7年12月15日刑集49巻10号842頁。

²⁰⁵ 台湾の指紋押捺事件は手段の必要性を審査し、写真等の照合によっても国民身分証の偽造や不正利用の防止という目的を達成できるとした（釋字第603號解釋理由書第12段）。

²⁰⁶ 最判平成20年3月6日民集62巻3号665頁。

²⁰⁷ 大阪高判平成18年11月30日判時1962号11頁（37-39頁）も参照。

アウト手続の欠如²⁰⁸が、組織・手続的保障の観点から問題となるであろう。

以上のように、わが国の最高裁と台湾の司法院とでは、違憲審査の密度が根本的に異なる。このことは、自己情報コントロール権の承認が、単なる学説上の議論にとどまらず、違憲審査のあり方そのものに関わることを示唆している。

5. むすびにかえて

本稿では、2022年の健康保険データベース事件判決を中心に、台湾における情報プライバシー権の法理を検討した。

結論として、台湾の情報プライバシー権は、人間の尊厳等に基づく「個人データを自らコントロールする」権利である。したがって、国家による個人情報の取扱いは当該権利に対する制限とされ、①法律の留保、②明確性、③比例性、④組織・手続的保障という4要件が求められる。これを日本法と比較すると、台湾は、自己情報コントロール権説に近い構成を判例上確立することで、最高裁判例よりも強固なプライバシー保護を実現していると評価できる。

このような積極的な個人情報保護の背景には、司法院が「人権保障の最後の砦（人権保障の最後一道防線）」としての役割を果たしてきたこともあると思われる²⁰⁹。実際、司法院は初めてプライバシーに言及してから²¹⁰、わずか13年後に情報プライバシー権を承認した²¹¹。そして、今日の台湾は、アジアにおいてもとりわけ強固なプライバシー保護を実現していると評価されている²¹²。

他方、わが国の判例実務はどうであろうか。林昕璇は、台湾の司法院が2005年に自己情報コントロール権（情報自己決定権）を承認したのに対し、日本の裁判所は2020年代に至ってもなお、1960年代のプライバシーモデルを採用していると指摘する。その上で、「現代社会において大量の個人データが流通・利用されている現状に対応するには、『個人データの利用に関する自己決定』というプライバシー権のあり方について、深く検討する必要がある」と述べている²¹³。

自己情報コントロール権が提唱されてから、すでに半世紀が経過している²¹⁴。憲法13条前段の「個人の尊重」は、自己情報コントロール権（情報自己決定権）を保障するのかわが国の裁判所においても、真剣に検討されるべき時機にあらう²¹⁵。

²⁰⁸ 金沢地判平成17年5月30日判タ1199号87頁（116頁）も参照。

²⁰⁹ 翁岳生口述、李建良主筆、《憶往述懷：我的司法人生》，台北：遠流，2021年4月，初版，頁381；翁岳生（林成蔚・坂口訳）・前掲注（26）157頁。

²¹⁰ 釋字第293號解釋理由書第1段。

²¹¹ 王澤鑑・前掲注（12）頁35。1992年から2005年までの期間である。

²¹² Greenleaf・前掲注（174）170。

²¹³ 林昕璇、〈政府資料庫之個人資料保護法制：臺日經驗之初步考察〉，《醫藥、科技與法律》，28巻2期，2023年12月，頁102-103。

²¹⁴ 小林直三「いわゆる『マイナンバー制度』最高裁合憲判決に関する一考察——最高裁第1小法廷令和5年3月9日判決」WLJ判例コラム臨時号283号（2023年）3頁。

²¹⁵ 大阪高判平成18年11月30日判時1962号11頁（26-27頁）、金沢地判平成17年5月30日判タ1199号87頁（107-108頁）も参照。

謝辞

本稿の執筆に際し、李建良先生（中央研究院）、邱文聰先生（同）、陳陽升先生（同）、林昕璇先生（国立成功大学）、佐藤太樹先生（埼玉大学）、太田竜司先生（慶應義塾大学）、袁上荀先生（同）ならびに査読者の先生方から、貴重なご助言を賜った。とりわけ、李建良先生には、中央研究院での研究滞在および研究報告の機会を通して、多大なご教示を賜った。ここに記して深く感謝申し上げる。

また、情報法制学会ならびに白鷗大学法政策研究所・大学院法学研究科研究会において、本稿の内容について報告する機会を得た。ご参加いただき、貴重なご質問・ご助言を賜った各位に、心より御礼申し上げます。

本研究は、JSPS 科研費 JP25K23082 の助成を受けたものである。

（掲載決定日：令和 8 年 6 月 25 日）